

◎入札説明書（電子調達）

茨城県が調達する役務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

競争入札に参加する者は、下記事項を熟考のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義があるときは、下記３に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和８年９月９日

2 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

紫外可視分光光度計 一式（新品であること）

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、仕様書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和９年２月２６日まで

(4) 納入場所

茨城県常総市大塚戸町 1956 番地

茨城県企業局県西水道事務所水海道浄水場

(5) この調達は、競争参加資格確認申請書（添付資料を含む。）、入札書の提出などについて、原則として電子調達システムにより行う案件である。

3 担当部局

〒308－0103

茨城県筑西市辻 2382 番地

茨城県企業局県西水道事務所

(1) 入札事務に関すること：総務課（担当 大滝）

電話 0296－37－7402

所属メールアドレス：kiseisui@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 業務内容に関すること：水海道浄水場（担当 木幡）

電話 0297－27－1410

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の４第１項の規定に該当していない者及び同条第２項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (3) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。
- (4) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であって、同要項第5条に規定する物品調達等競争入札参加有資格者名簿（以下「入札参加有資格者名簿」という。）の営業種目が販売で、大分類07「精密機器類」の小分類1「理化学機器」に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 本店・支店等が茨城県内にある者であること。
- (6) 本公告に示した調達物品の仕様・規格について確実に履行できることを証明した者であること。
- (7) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。

5 入札等の手続き

この案件の入札に参加を希望する者のうち、資料の提出、入札及び届出を電子調達システムにより行おうとするものは、この案件の競争参加資格確認申請の受付期間の末日までに電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第13条第1項に定めるものをいう。）を取得し、かつ茨城県電子調達システムを利用するために必要な登録を完了していなければならない。

電子調達システム URL : <http://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

資料、入札書等の提出された時点は、3(1)の担当部局において使用する電子計算機に備えられたファイルに所定の情報が記録された時点とする。

なお、電子調達システムによりがたい場合には、3(1)の担当部局に紙入札方式承認願を提出することによりその承諾を得て、書面により資料の提出や入札等を行うことができる。この場合における書面は、紙媒体に限るものとする。

6 入札説明書等に関する質問

- (1) この入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合には、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

ア 質問受付時間

公告の日から令和8年9月15日（火）午後5時まで。なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

3(1)の担当部局に同じ。

ウ 方法

質問は電子調達システムにより提出すること。

ただし、紙入札により参加の場合は、電子メールによる質問も認める。

- (2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和8年9月18日（金）午後5時まで

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。

ただし、紙入札により参加の場合は、電子メールにより回答する。

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便（書留郵便に限る。）又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に4(5)に係る証明書等を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和8年9月28日（月）午後4時まで。

なお、郵便（書留郵便に限る。）又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

(2) 提出方法

T I Fファイルに変換した提出物一式を、電子調達システムにより、提出すること。

または、電子調達システムにより、「入札参加登録シート（テキストファイル）」を送信のうえ、提出物一式は、別途、郵便（書留郵便に限る。）、持参又は所属メールアドレスの方法により提出すること。

また、紙入札により参加する場合は、郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(3) 提出先

3(1)の担当部局に同じ。

(4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認通知書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の有無について審査し、令和8年10月2日（金）午後5時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 入札執行の日時及び場所等

(1) 日時 令和8年10月8日（木）午前10時

(2) 場所 茨城県筑西市辻 2382 番地

茨城県企業局県西水道事務所 入札室

電子調達のため、入札参加者の立会いは要しない。

（ただし、入札参加者が立会いを希望する場合は、立会いすることができる。）

9 入札保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県企業局会計規程（平成23年茨城県企業管理規程第3号。以下「会計規程」という。）第84条第2項各号いずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、会計規程第79条第2項各号いずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

10 入札の方法

(1) 入札書の提出方法

電子調達システムを使用して、入札書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入のうえ封書にて、3(1)の担当部局に郵便（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書きするものとする。

落札決定に当たっては、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（整数）を記載すること。

なお、提出した見積書は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

(2) くじ番号

入札書にくじ番号（3桁の任意の数字）を入力すること。紙入札による場合には、入札書にくじ番号（3桁の任意の数字）を記載して提出すること。

(3) 入札書の提出期限

ア 電子調達システムによる場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年10月7日（水）午後5時までにシステムのファイルへ記録すること。

イ 郵便（書留郵便に限る。）又は持参の場合

郵便（書留郵便に限る。）の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年10月7日（水）午後5時まで。

持参の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年10月7日（水）までの午前8時30分から午後5時まで。（正午から午後1時までを除く。）ただし、休日を除く。

上記日時までに上記3(1)の担当部局に必着のこと。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき

(2) 入札参加資格がない者がした入札

(3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札

- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）
- (5) 電報、電話、電子メールによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子調達システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名を欠くとき
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき
- (12) 紙入札において、同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
- (13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札
- (14) その他この入札説明書に示す条件に反した者がした入札

12 落札者の決定方法

- (1) 会計規程第87条の規程に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

13 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。

ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、3(1)の担当部局へ郵便（書留郵便に限る。）又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

14 再度入札等

- (1) 再度入札は、1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

15 契約書作成の要否

- (1) 契約の相手方が決定したときは、当該決定の通知が相手方に到達した日から5日以内に契約の締結に応じるものとする。
- (2) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
- (3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

16 契約条項及び支払条件

別紙「契約書（案）」のとおり。